

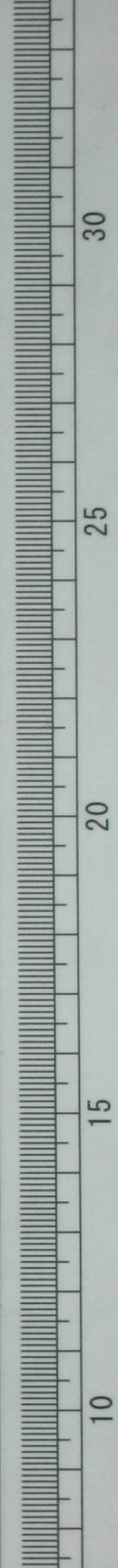
近世紀聞

編三
自文久三年春
至同年年秋

卷之二

添崎延房輯

A13
530
8



18
530
8

近世紀聞三編卷之二

東京

深崎延房輯

大正五年二月
花房仙氏寄贈

○一橋殿問答及び洛中動搖の事

是る先或ハ云ふ一橋大納言殿参朝せられて内侍口々應接あり此日一橋殿を待受の方々の栗田口青蓮院の宮を始めと攝家議奏の諸卿其他役向の公卿方残らば列席せし中より栗田口の宮よ於て一橋殿と對せ給ひ先頃既も勅命あり一尊王攘夷の儀早々取計ふべきの旨仰

江戸紀聞 三編卷之二

出されたる時一橋殿答 勅諭の儀を幕府も兼く
 畏り奉り候儀は御座候然るがごとく此義は付て先
 達る三條殿姉小路殿へ御答へ申上候次第柄小付
 御違 勅申上候儀は御座る候得とも猥に攘
 夷取計候と却て國亂を引出し候と恐入候次第
 候間自然と遲滞仕候儀は御座候 粟田尋 攘夷延
 引之儀は先達て 勅使歸京の刻聞及び美知の儀
 候得とも攘夷の儀は付國亂を引出し候と如何
 何の譯は候や征夷將軍の宣下ありし何等の譯
 有之べき哉 一橋殿答 御尋の趣一應を御尤は候得

とも夷國より日本に對し兵端を開くは於て其
 節よと早速征夷仕るべきを將軍の職掌は候得
 とも異國におわす如何様の宿意御座候とも未だ
 其色を顯はし申さば候先は猥り攘夷の取計は
 仕り無道の戦争相始り候と決して勝利無之や
 り奉存候右申掛りて攘夷取計は申さざり次第
 りとも御座る候唯國家を泰山の安きよ置き猥
 り干戈を動かすは萬民を撫育し奉安 慮慮を候
 幕府の尽忠と奉存候既は頼朝以来天下の政事
 是迄武家に御任せし相成居候此度野心の者

共の企茲御採用遊をされ御後難の義を御承知な
 く重き諭旨を猥りし御下し遊させらるる国持の者
 夫々京師へ御召寄せ遊され候より野心の者已の
 意は相募り國乱の一端我引出し候依之斯の如き
 時勢は相成候やと奉存候 粟田宮尋 野心の者といひ
 左様の者あはるる更は候哉 一橋殿答 武家よりいひ證
 跡あれを事多申上げ候併みづる野心の者武家
 手元より相顕し候て其終より捨置ぶべく候間
 只今此御席より申上げがごとく候 粟田宮尋 天下の大
 事決断りしは宮中より證跡の是はるる野心の徒也

相顕し候は忌憚る訳あれはるるも何分其野心の
 者聞なれ更は候 一橋殿答 左様は候はゞ篤と御勘合
 せ遊さるべく候 粟田宮尋 我何分察し兼候間何分聞度
 更は候 一橋答 然らば先々何の誰より何故御還俗ハ
 遊され候や此一條兼知仕度候 粟田宮尋 國治御取締
 勅諭は依之の更は候 一橋答 國治御取締ハ固より將
 軍職の取行ふ事は候其義ハ兎も角も國治御取締
 遊され候御殿も何れの御地所は御座候や兼て日
 光の宮は入せられ候儀ハ兼り及び候得とも是ハ
 日光の宮御立場は候得を國治御取締遊され候御

場所よりとも御座ふく候様奉存候 粟田屋谷 元来我等
 住居を粟田口より候 一橋殿尋 粟田口青蓮院の宮より
 在せし水候得を僧躰の御身柄より天下の御政務
 を御構ひおぼえたる苦の処此度の御還俗を何とも
 心得がたき度候と辨舌水の流る如く憚る躰
 らく演られしを粟田口の宮より面色損下て早
 一言の御答もなく口を閉つ在まるるを姑くあつ
 り一橋殿より御撰家其他列席の公卿方より対
 され此度攘夷の趣き仰出され候得とも恐るが
 天子を素より皇の御更堂上方より外国の振合ハ聊

うも御存ト在せられを殊更天下の諸藩に於て
 武備いまざ行届らざ其上人民一和せざる小猥
 攘夷を取計らり野心の輩の謀計に陥り天下錯
 乱の基ひと相成候様なる御企在らせられ候とも
 恐るをなづり天下の為止更を得む 天子あも人
 き里へ遷り奉り候様押移り候も計りがたく泣涕
 の外候ハと申立らるる御撰家自餘の
 公卿方各興を冷しつ面を見合せ居らる時次席
 扣へし越州侯 嶽笏を正しし諸卿より向ひ都て一橋
 の申さる如く御座候旨演説あり斯て時刻も押移り

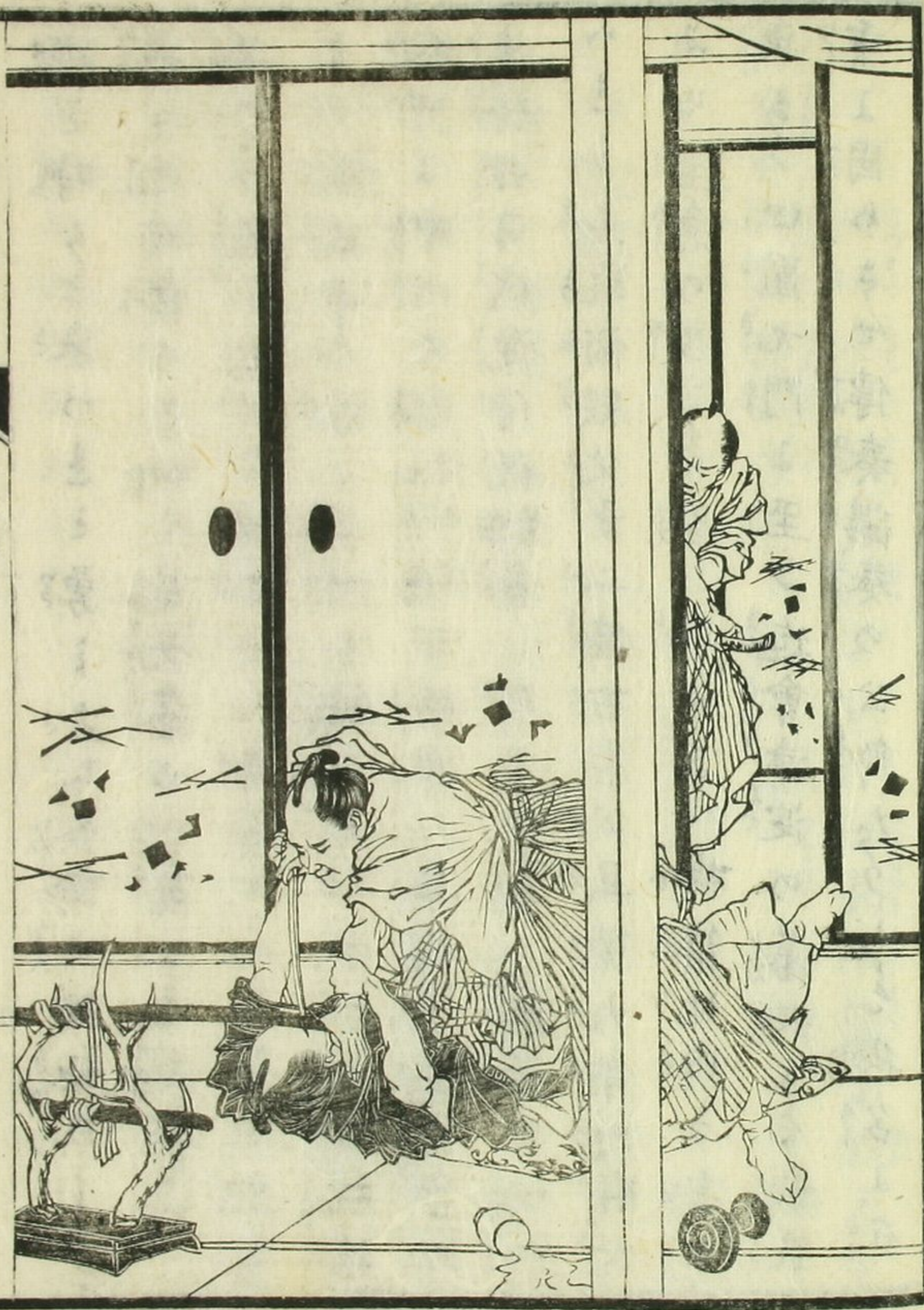
諸卿を始め一橋殿越州侯も帰殿り
其夜より一橋三日ハ一橋家の旅館迄
屢立一橋其後總て書談の故如何なる問答
あつたつるの窺ひ知るに至らねど此日の議論ハ
天聽は具は達したると思はく皇帝を始め公卿
方々も是れ野心の者なり仕組一更など有
りと稍思召付し一諸侯のうち少も攘夷の論を
或ひる奉ぜざるも有り而して浪士の做せ処ハ詭
激は過し更だれを朝廷は憂ふるより漸
次は幕府を信用せしと御依頼在らせりとも尚

掃攘の論は於るをなく變りあむとぞ
比七月下旬幕府使節長州へ立んと使番中根一
之丞は小監察鈴木八十五郎は相附し水路を長
門に遣はし既攘夷の期限は於て五月十
日と布達し及べど今各國と鎖港の談判専ら周旋
中ふし全く拒絶と言ふはゆる糸を渠より襲
米做さるるちハ干戈は動らばなるは
通船或ひる碇泊の外國艦は劫り一擲は砲撃做さ
条目今應接中ふ於る不都合の慮有り杯言ふと
種々詰問し及ぶと雖も天朝幕府の両命の重

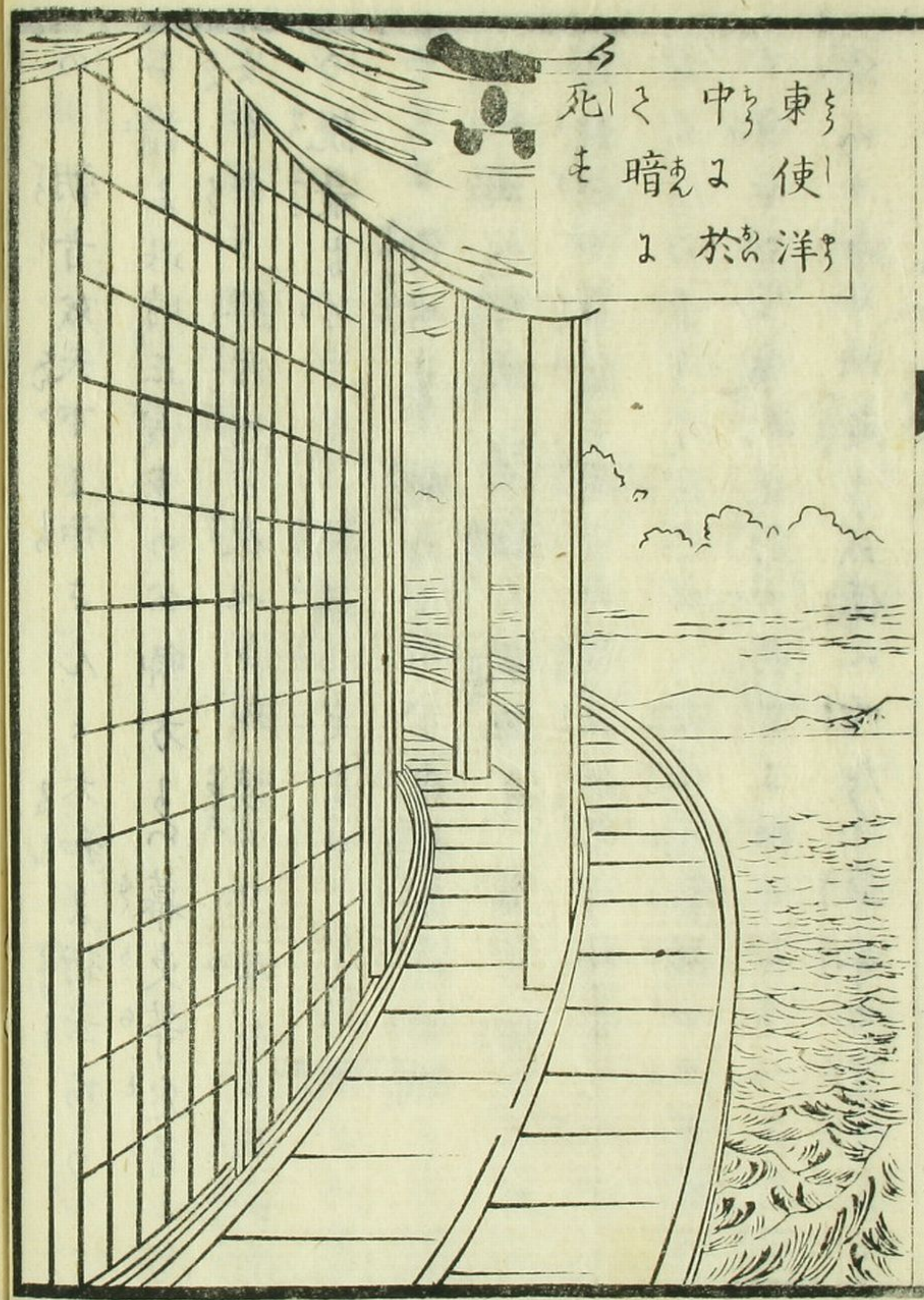
江戸日記

詰まらざる所ありし故に長人使節の命に服せば姑く
 彼地より抑留させしに長人竊りし中根等二名を暗
 殺せしとの所ありし之に依り幕吏の面々長藩士
 等が傲慢みし幕府を輕蔑なりぬる或はひる深
 く憤れば或はひる幕威の斯も衰へたる或はひる
 ありし是より幕府と長州の間は隙を生ぜし朝
 紳の中は於をも関東の威を佐するあり或は長州
 の聲威を嫉み又随つて其間を割離さん計る
 毛ゆきを朝廷も毛利家を陰に疎んとす
 及べり其故を奈何と言ふ長藩攘夷御親征

の朝旨天下に示さんと大和に行幸あらんを
 を請ふ此時正義家の公卿方より幕吏等兎角に苟
 安を計り緯因循し及べり或は憤りて居たる故長州
 の説最も可しと朝議決定をせしうべ既に八月
 十三日仰出さる趣あり今度攘夷御祈願と
 大和國へ行幸あり姑く彼地は駕を駐められて
 御親征の軍議及をれ其上伊勢の神宮へ行幸の
 らんとすの更しく次の日禁中大會議の上有栢川
 の宮をりて夷賊追討大將軍を補せらるべきの内
 決するも此趣は傳へ所たる草莽の輩悦喜し



死に中東
去暗又使
よ於洋



堪^えぞ時^{とき}を来^きつとと勇^{ゆう}立ち各^あ愉快^{えき}極^きめ一^いが
 或^{ある}之^の死^し禁^かめと曰^いく是^{こゝ}長^{ちやう}藩^{はん}の一^{いつ}策^{さく}と恐^{おそ}らく
 至^{いた}尊^{そん}を狭^{せま}く天^{てん}下^かに號^{ごう}令^{れい}せん為^なるんと是^{こゝ}至^{いた}り
 朝^{てう}廷^{てい}みも深^あく長^{ちやう}州^{しゅう}を疑^{うた}ひあひ十八^{じゅうはち}日^{にち}の曉^{あけ}頃^{ころ}
 猛^{まう}可^かは中^{ちゆう}川^{かう}の宮^{みや}院^{いん}の青^{せい}蓮^{れん}を始^はめ 禁^か裡^り守^{しゆ}護^ご職^{しやく}會^{かい}津^{しん}
 中^{ちゆう}將^{しやう}所^{しよ}司^し代^{だい}淀^{でん}侍^じ從^{じゆう}葉^{えふ}参^{さん} 内^{ない}せらと 獻^{けん}慮^{りよ}を相^あ伺^わ
 一^い且^{かつ}上^{じやう}近^{きん}衛^{ゑい}殿^{てん}父^ふ子^し二^に條^{じょう}右^う府^ふ公^{こう}且^{かつ}德^{とく}大^{だい}寺^じ内^{ない}府^ふ公^{こう}
 小^こも至^{いた}急^{きゆう}の召^{めい}りて参^{さん} 内^{ない}のまは御^ご築^{ちく}地^ち内^{ない}を言^いひ
 更^{さら}も四^し圍^ゐ九^く門^{もん}に至^{いた}り迄^{いた}會^{かい}津^{しん}淀^{でん}の藩^{はん}兵^{へい}も最^{さい}嚴^{げん}
 重^{じゆう}に固^こめさせ傳^{でん}奏^{そう}議^ぎ奏^{そう}の公^{こう}卿^{けい}たりとも御^ご召^{めい}り至^{いた}り

ざる一切^{いっせつ}参^{さん} 朝^{てう}廷^{てい}許^{きよ}ささば且^{かつ}長^{ちやう}州^{しゅう}藩^{はん}に於^おて
 在京^{ざいけい}の毛^{もう}利^り讚^{ざん}岐^き守^{しゆ}と一^{いつ}藩^{はん}一^{いつ}人^{にん}も参^{さん}入^{いり}の叶^なは
 ざる昔^{むかし}下^げ知^ちせりと一^{いつ}が斯^{ごと}の如^{ごと}き時^{とき}は方^{かた}り奈^な何^{いかん}
 なる變^{へん}動^{どう}のまへも知^しる尚^{なほ}も手^て厚^{あつ}に警^{けい}衛^{ゑい}有^あん
 と直^{ちやく}地^ちに在京^{ざいけい}の諸^{しよ}藩^{はん}に令^{れい}し各^あ人^{にん}數^ずを引^ひ込^こめ即^{すなは}
 刺^さ参^{さん} 内^{ない}のる壺^かとあり又^{また}薩^{さつ}州^{しゅう}の藩^{はん}に於^おて去^い
 る頃^{ころ}乾^{けん}御^ご門^{もん}の固^こめと免^{めん}と置^おれしを火^{くわ}急^{きゆう}に警^{けい}衛^{ゑい}致^し
 まべき旨^{あや}仰^{あや}出^しされたる一^{いつ}つ薩^{さつ}州^{しゅう}と一^{いつ}つ因^{いん}州^{しゅう}備^び
 前^{ぜん}阿^あ波^あ米^い澤^{さく}の諸^{しよ}侯^{こう}其^{その}他^た在^{ざい}留^{りゆう}の藩^{はん}々^々も咸^{ぜん}甲^{かう}冑^{しゆう}に
 躬^{こう}を固^こめ大^{だい}小^{せう}砲^{ぱう}など携^{たづ}へつ我^{われ}後^ごとと参^{さん}向^{かう}なり

各下知^{あぐちち}に従^{したが}ひて御門々々^{ごもんごもん}城堅^{しろかた}むれを薩州會津^{さつしゅうかいづ}の
 兩藩士^{りゅうはんし}多^{おほく}塚町^{つかまち}の御門^{ごもん}に至^{いた}り最も堅固^{かたかた}は警衛^{けいゑ}せり
 這^ころ長州^{ちやうしゅう}の預^{あづか}る所^{ところ}の御門^{ごもん}なるは故^{ゆゑ}なるべし是^{こゝ}よ
 先^まに禁^{かぎ}中^{ちゆう}中^{ちゆう}て多^{おほく}近衛前^{ちかゑさき}の殿^{どの}下^{した}を始^{はじ}め召^より召^より應^{おこ}
 ぜ公卿方^{くきやうかた}の各列席^{あぐちりやく}ありし時^{とき}中川^{なかつがは}の宮^{みや}の宜^{よろ}ふ様^{さま}
 此程^{このほど}三條^{さんじょう}中納言^{ちゆうなごん}以下^{いげ}國事^{くわんじ}掛^かり至^{いた}り迄^{まで}何^{なに}をも長州^{ちやうしゅう}
 入説^{いふせつ}の暴論^{ぼうろん}を相用^{あひもち}ひ敵慮^{てきりょ}ももろろさるを御^ご
 沙汰^{さた}のやうふ稟^{まう}しを以^{もつ}て往々^{かうかう}勘^{かん}かろざりし小就^{せうじゆ}
 中^{ちゆう}御親征^{ごしんせい}行幸^{ぎやうきやう}の支^しに至^{いた}りし思食^{しじやく}ふも在^あら
 ざり候^{こう}押^{おし}て敵慮^{てきりょ}と施行^{せぎやう}なるは条逆鱗^{じょうぎやくりん}最も甚^ししく

一^{いつ}躰^{たう}右様^{みぎさま}過激^{かかく}は出^いて疎暴^{そぼう}の所^{ところ}置^おけ及^{およ}ぶと是^{こゝ}全^{ぜん}く
 長州^{ちやうしゅう}は於^おこ容易^{やす}なるをさる企^{くわ}めり同^{どう}意^いを做^なせる
 所^{ところ}より上^{かみ}より迫^{せま}り奉^{まも}る段^{だん}不忠^{ふちゆう}の至^{いた}りありとせん
 や仍^やて三條^{さんじょう}以下^{いげ}此輩^{こゝら}追^おて取調^{とりまづ}べし及^{およ}ぶべしれを
 先^ま夫^{つま}迄^{まで}多^{おほく}禁足^{かんとく}做^なさしめ他人^{たにん}面會^{めんかい}を差止^{さしど}るの旨^{こゝろ}演^{えん}
 説^{せつ}も及^{およ}ぶれを更^{さら}に柳原^{やなぎはら}中納言^{ちゆうなごん}言^い光愛^{ひかりあい}卿^{きやう}と召^よせられ
 る議奏^{ぎそう}本役^{ほんやく}勤^{こゝろ}むべき条^{じょう}仰^{おほせ}渡^{わた}され且^{かつ}中山^{やまなか}大納言^{だいなごん}言^い忠
 能^た卿^{きやう}正親^{せいしん}町^{まち}三條^{さんじょう}大納言^{だいなごん}言^い實愛^{じやくあい}卿^{きやう}河野^{かの}宰相^{さいしやう}中將^{ちゆうしやう}公^{こう}誠
 卿^{きやう}の過^{あやま}り頃^{ころ}國事^{くわんじ}に付^つき不都合^{ふとくあひ}の支^しりるよあり
 解^{かい}役^{やく}を以^{もつ}て居^ゐられし茲^{こゝ}今^{いま}曉^{あや}れり召^よさせられ議^ぎ

奏復役りるべき旨仰渡されたり一時三卿固く辞
 一給ひしと中川の宮の御扱ひより種々御理解
 及をれり終に議奏の格をりて本役同様勤むべ
 き条命を蒙りあひしとぞ備其次に正親町大納言
 實徳卿庭田中納言重胤卿葉室左大辨長順卿を議
 奏加勢に仰付らば斯き宮中の稍御設けも整
 ひしと九門其餘の守衛に於ても諸士十分備へ
 一うべ既し人数の揃ひしとつゝ合圖の大砲一發
 を凝花洞に於て放ちたり此時寅の中刻と言ふ
 程に長州方より恠るべしと毫知らぬ毛利讃州

吉川監物及び長州の重臣たる益田右衛門介等
 於るも曉前より何とやら洛中総て物騒がし
 合圖の砲聲听へしと違ふ朝廷に變ありと三
 将人数を引俱しと至急御所へ参向せし御門
 御門も固く鎖しと勅命をれば一人も参入叶ひ
 難き旨最嚴重に拒しとらば讃州等甲乙の奈何
 なる仔細と言ふは知らぬを且驚き且訝りしが
 勅命に依り一番の参入相成らばとけり疎暴の
 吏もきりけりく馳りて関白鷹司家の裏門よりし
 找入り三將殿下は拜謁を請ふみを鷹司殿駭き

給ひ之稍面會あま及びあ人を讃岐守等稟まさうやう
今曉洛中動搖いまなるを心得こころがく存ぞぶるうち合圖
の大砲听へしおバ豫て御門の警衛けいゑを命めいト置れし
更なる故人數を召よべし来りしきに獎藩くわんに限りしハ
参入決し之致ささるまじきた 勅諭ちくごんなりとの答へし
堅く鎖し御門を開ひらけ長州何等の御疑念ごぎねんの
ア之の斯る挙動きやうどうに及およぶや抑本家父子おさくけを固かよ
し咱們さんに至りしまも身命みんめいを抛なげし 朝廷てうていを守衛まもり
るし通れ 天恩てんおんに報むかへんとする 微忠いぢゆうのほどハ殿
下かめも能たく知らし召よべしつらん素もとより藩士はんし一人

たりしと疎暴そぼうの者ものを火くわにたれし参入さんにゅうせし張許ちやうしよさ
れぬる御疑念ごぎねんの筋すぢのりと察させり 殿下てんかを仔細しさいを御
兼知かねちのるらし奈何なにかなる意味いみに候哉や仰聞おやみられ下くださ
るべしと三將さんしやう何れも気色けしきが変かへて憚おそるらし躰たままく問詰もんぢ
れを其時そのとき殿下てんかの御答ごたへし今曉いまの事柄ことづかを實じつに何等あんな
の仔細しさいと我等われらも更さらに辨わべし知らし最もも長州ちやうしゆ一藩いつぱん
よ於おここ積年せきねん精忠せいぢゆう無二むにふし是迄これまで 天朝てんてうの御為ごため
み盡力じんりきせし更さらに憂うれひ予よも豫あらまし兼知かねちなるらし参
朝張あさちやう遂すにたるらし奈何なにかなるらし御不審ごふしんの事ことの故ゆり
天機てんきを伺うかひ奉まらんと思おもはざりしらし在あらねどもらし

御召も何れも推参をさん毛憚り何れも諸
 大夫之命トられ 禁中の御模様御伺ひ及
 之れ一と唐門其餘の 禁門も諸藩の兵士守衛
 一と御召あまなれた公卿方を嚴しく拒めよう
 之れを殿下も甚ど訝しく思ふ人ど術ある
 小黙然と一と在るを彼三将も御前を辞し
 鷹司家の邸を立出堀町の御門なる持場に至り
 と屯せり左右まゝうち 宮中より抑原殿 勅使
 と一と鷹司家よ入来何れ御召の旨演説何れ
 を殿下に於てい須臾も遅々せむ 勅使と俱に参

内り直に 御前よ召させられ中川の宮と始
 めと一と近衛以下の公卿方列儀正し居並を
 たり其時宮の宣いまゝやう這回 御親征行幸等
 の儀長州頻りよ 主上よ迫り勧め上奉れ最
 も疎暴の所業何れいまど 思食何れぬを議奏及び
 國事掛等長州の過激よ同意一 敵慮の如く施行
 いと一 騷乱あも及ぶ益きの条縷々演説及
 みを殿下も豫々 御親征行幸の儀も心得られ
 ど過激疎暴の行迹も在るまき更と思われ絲
 是迄長州 天朝へ對し眞實正義の所置何れ其



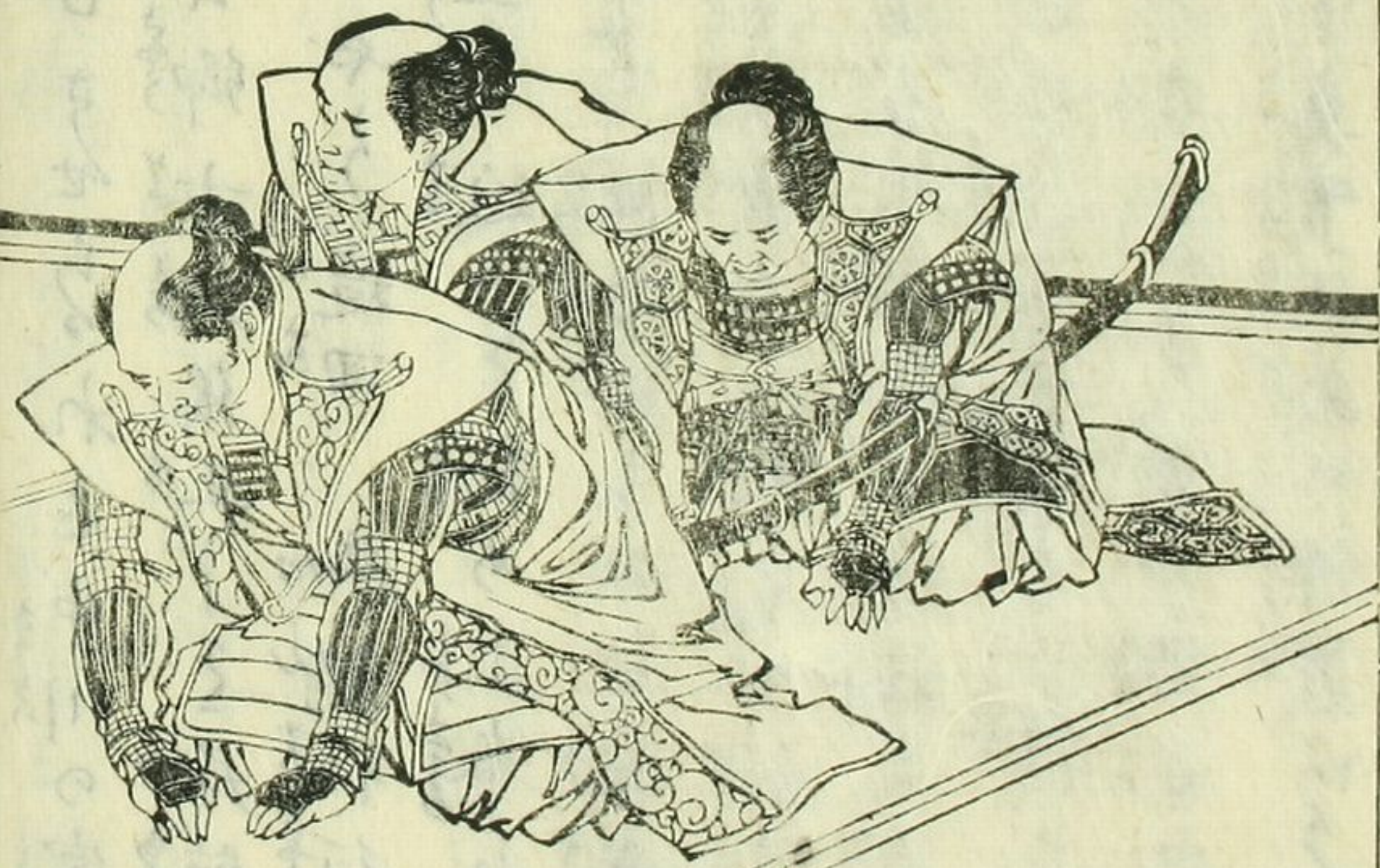
近世紅世聞

三編卷二

十五

其細繪の道ハ多ク
 直ニ道ハ下ノ公卿
 林下ノ公卿
 道ハ多ク
 直ニ道ハ下ノ公卿
 林下ノ公卿

柳原黄門
 卿 怨 二 三
 将 二 説 論
 中



近世紅世聞

三編卷二

十五

旨趣依りて一應を辨解為させぬしうと目今の
形勢より長州派野心の如く言立る向多かれ
を衆議明白に至りがたく先差當る所ありハ
中の御守衛もちや十分は備わつたれを人心動揺
依鎮むるため長州の藩は於てを堺田御門御守衛
を免ト人数残らば引拂はすべく三條黄門を始め
とく國事掛りに至る迄追て取調べありんとの
旨稍評決し及びしを三條殿以下七卿へも清水
谷宰相中将殿 勅使しと参らるべく又毛利家
への 勅使し柳原中納言殿参向ありべき御旨

なれば頓て中川の宮よりして毛利家の固所へ使
節を遣はされ云く只今 勅使参向ありは一同
屋敷より引取して待受けべき旨命トあ人を讃州等
三將よりあきと答へる言へるやう何等の 勅使
の存せぬとも一藩決死の心底より當所の御守衛
仕る派御旨趣の程も拜聴致さば此儘退去致せ段
甚ど迷惑仕れを引取がさき趣き依再三押す稟し
立れば件の使者を論トか孫く一旦并立飯り
しが再び来りて言へるやう謂なく退去致す迷
惑との条理りたれと途中はかわく 勅使を受

奉らんハ不都合なれば関白殿の第ニ至り待受け
 旨達よりみぞ讃岐守等領兼し毛利吉川益
 田の三名鷹司家ニ趣き謹んで相待つ処へ柳原
 黄門殿 勅使としく参殿り演説せらる
 曰く
 勅使としく参殿り演説せらる

毛利大膳大夫事日頃強幹忠勇ふして 朝廷の
 御為盡力周旋の志も神妙し 思食され候得
 共人心動揺の折柄鎮定の為め堺町御門御守衛
 只今より御赦免の上を讃岐守監物等以下の人
 數早々引退候様 御沙汰の事

斯の如く命じて後まて御書一通讀上らる其文云く
 攘夷御親征の儀急々 獻慮ニ候得共 行幸の
 儀ニ付疎暴の所置ある所候段追々御取調毛
 在らせらるる趣く尤も攘夷の儀ハ何國まで毛
 獻慮確乎在せられ候事故長州尚又盡力可有之
 是迄大膳大夫 朝廷ニ力を効し候ニ付人心も振
 興の事向後弥 御依頼の 思食ニ候間忠節相竭
 さうぶく候藩中多人數の事故鎮撫を加へ決て心得
 違ハ無之様益勤 王忠力を尽まき旨仰出され
 候事 八月十八日

恁く讀終りて其御書を讀岐守等賜ちるるを三
 將謹んで拜受の上諸御答へ及むるやう
 の趣きる畏りて候得共追々御取調へ仰るとの
 義如何なる仔細存せ給と一藩に於て一人も疎
 暴及及び候者決しるやうと覺へ申さる且ま
 御守衛御免の儀勅命止候得と雖も此後引
 取候事他藩の見る目も厭はしく甚だ迷惑致すの旨
 苦情と演之歎訴及べば柳原殿稟さるやう情願余
 義らく聞ゆれども万が一も其藩に疎暴の挙動做
 出者ありて輦下候騷がれ申杯ありて震襟弥安ん

ト給へば此旨深く勘考し勅意に遵奉あま
 くと厚く理解し及むれいと尚彼是と申立なば違
 勅に當らん支依恐と三將とも悲歎堪へば
 須史ハ首をのりげ兼一が此上を藩主に達し尚も
 歎訴及ぶべければ是非は這回の御咎め解させ
 らま賜ちるやう只管願ひ奉る段返々を申立つ
 れば柳原殿點頭あひて中古以来天朝に御由緒
 もりて家格なれを願ふ實行露をれなば隨分
 御疑念も氷解せざる支ゆるんや一應此場ハ退去
 して敵慮と安ん奉るんと最懇に諭さるれ

を稍三得ふも承伏して然らば尊公の御扱ひに任
 せ御門の固めは只今限り人数残らば引拂えんが
 弊藩の人数屯所の上手は薩會兩藩隊伍を相立大
 砲の筒先を我が隊中へ差向け今ふも撃つるは
 形勢あり何等の仔細候得を長州を相手取り穩り
 なるにぬ勢ひ俄斯の如く示せるや甚以て其意強
 得て是に依る一藩の兵士憤悱に堪へざる者多し
 此儀多奈何思召まざると吉川益田の兩人より苦々
 し氣に申立てば勅使自ら其場に至り見分し及
 ばれしふ兩士の言へる如くを聽て薩會兩藩

の屯所は使者を遣はされし箇様々々の筋の如く
 總て砲器の筒先を後らへ向けよと達ししは兩
 藩兼諾為つと後らの方へ差向れば日の御門且つ
 紫宸殿へ正面に向ふが故に隊伍横に立直し筒
 先を他へ向け換たす儀件の使者を見届けし此旨
 報知し及びしを則ち柳原殿より彼三將を召さ
 せしれ是等の模様を演説ありし此上を速くみ一
 同退去を命ぜられたり種々扱ひし及ばれバ讚岐守
 等も今ハちや辞さる詮なきを勅使に暇を
 請ひまのせに程なく退去為たりとぞ

○朝議一變一七卿長門へ下向の支

命を被られく
 亦又清水谷宰相殿より
 勅使の命を被られく
 三條黃門實美卿三條西中納言季知卿東久世少將
 通禧朝臣四條侍從隆訶朝臣壬生修理大夫基修朝
 臣錦小路右馬頭頼徳朝臣澤主水正宜嘉朝臣の堂
 上七家へ参向せられく各所へ演説致さる
 勅諭
 の趣きより今般容易さるるの形勢ゆへ事件を
 追て御取調あれゆへ一先禁足他人面會相成ら
 ざるの条屹度相慎居候やう仰出されたるの旨七
 家へ稟し渡されれば何をも仔細を知られ給を恐

愕の外ありと雖も須臾も猶豫做まなきさるる終に
 勅旨遵奉あまの旨の旨各御受し及なれたる旨
 折しも豫てより警固致命ト置きたる御親兵の面
 々ハ三條殿へ参入し今曉らるるの御所の變動奈
 何ある事件小候やと辞を揃へ伺ふみぞ三條殿
 の宣ふやう予も禁中の形勢を心得ざら思ふ
 うち合図の砲声听へらるるバ変更ありと思ふ故
 天機を伺ひ奉らんと急ぎ参朝し及び一処禁
 門總へ固く鎖し縦へ御撰家たりとくも御召
 しまはたらけの参入相成らざるの趣き勅命あり

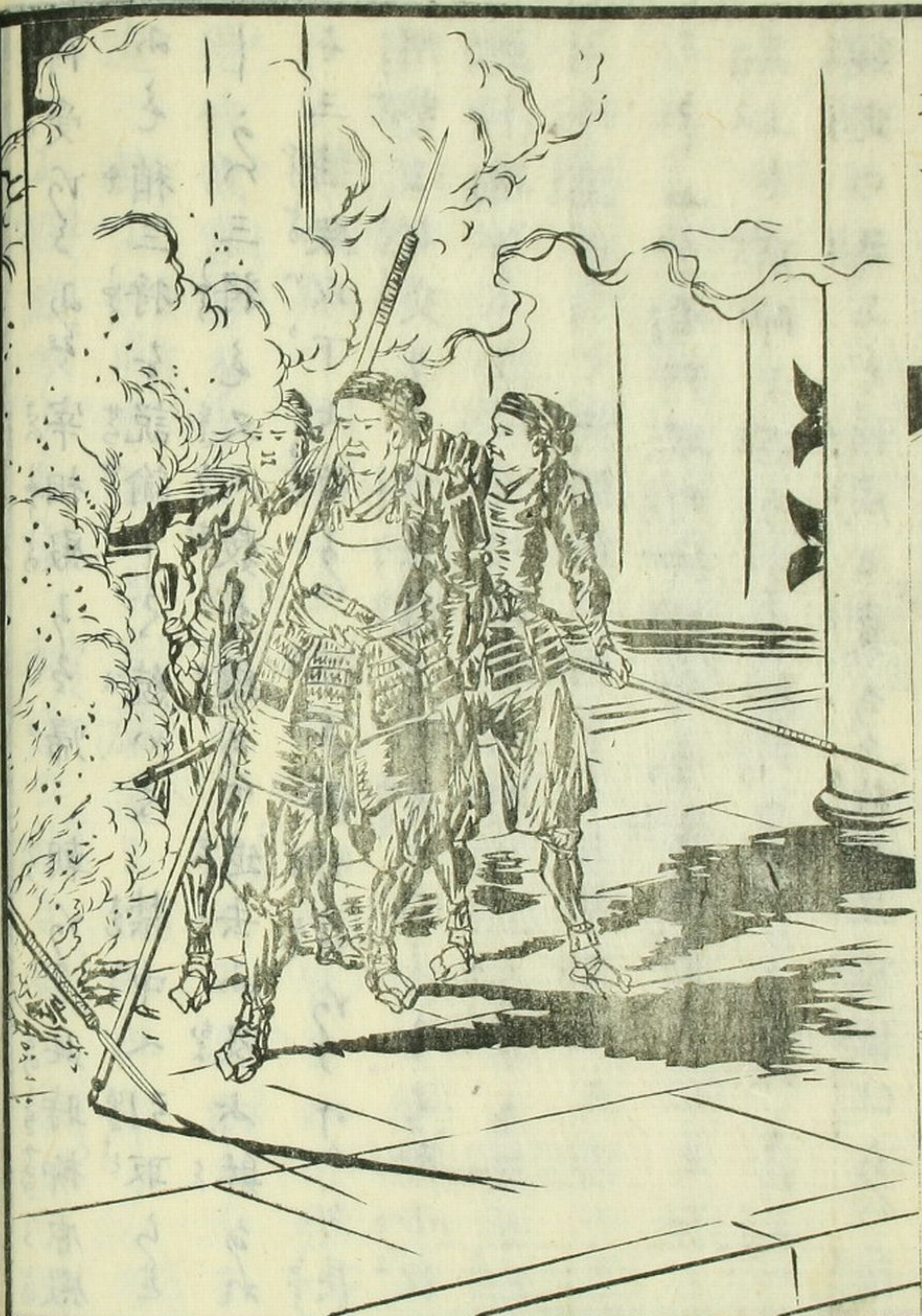
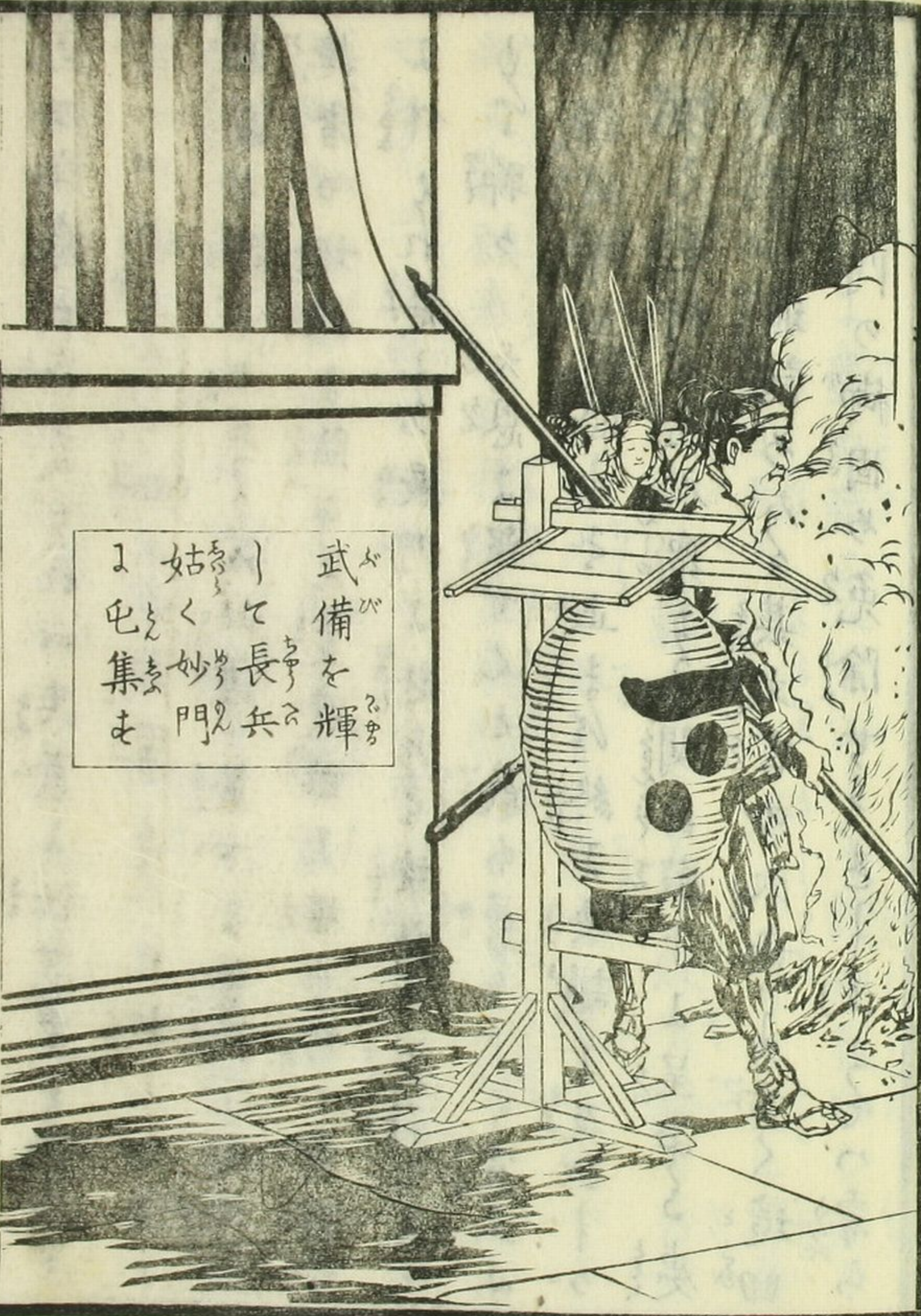
と嚴重に拒む御門は開く孫は弥不審晴むと雖も詮方なす小歸館せり然るに只今勅使とて清水谷殿参向りて思ひ掛なく禁足の仰せ候蒙りたる夏故今目の挙動に於て更は辨へ知らざるとて歎息して在まらぬ御親兵等ハ憤激あくる日頃國家の御為に御心を尽さる正義精忠の黄門卿何等の御不審候とて御禁足との興冷たり此上を関白殿へ御参殿在せられ禁中の御模様を伺ひあみぞ宜しくめと頼りふ勧めまはるれを三條殿あも御咎めのおん躬と以て他虫あらん

上へは恐れ甚らうと察する処君側は佞奸邪智の輩河原にて譏奏みせる処より慙る時変及びしあらん然る時よハ國家の安危因循よのぞ做しつ鷹司家へ趣うとふ此時既殿下より参内せられ御留守ありし柳原黄門卿の折り参向做しあひる毛利家の三將と應對最中あり故に三條殿より別席にて殿下の歸館候らる又彼自余の六卿へも御親兵等が赴き三條家同様ふ頼りよ勧め立ちたる故六卿もも関白家へ追々参

殿致され三條殿に面會の上種々談判し及ぶれ
 一が此支疾くも 朝廷へ听へ中川の宮 朝議せ
 られ再び清水谷宰相殿より 勅使の命被ら
 して鷹司家へ参向するも三條殿を始めと
 七卿并処に列座あり其時清水谷殿より 勅意を
 稟し演らるるやう 思食の品ゆりて 禁足仰付置れ
 一が閑白殿へ推参する条犯禁の御咎め如何御心
 得候哉容易ありざる次第あり速り小退散るるを
 違ふ 勅に相成申すにき 旨嚴達し及ぶれ 一が各
 大い恐縮せしむる 勅意の赴き畏り奉るの段

御受りしみぞ宰相殿より歸朝なり 此時柳原殿
 小も稍三將を説諭しつ続い 禁中へ引取ら
 一が三將も又人数を纏めて退去し及ぶ躰あれ
 三條殿以下七卿より 深き御所存なりける 長
 州勢に打ち交りて 妙法院まぐ退くれしをちや小夜
 更し頃ありける 并開処あり毛利の三人衆を彼七卿
 二拜謁する漸談判し及ぶるも先づ三將の稟
 するやう 咱們堀町御門御守衛免下らしたる
 其上も京師に在りとも 無用の者なり殊に人心
 鎮定の為めも相成る支ある故一旦帰國仕らば藩

武備を輝あか
 一七長兵ちゆうへい
 姑く妙門めうもん
 一屯集いんとん



主の存慮を在るべければ其意に任せ申さるべしと
言へば這方の七卿も我輩とくも測らざる
勅勘を得し上なる故此儘輦下は蟄伏して尚も
讒者の奸計に陥らん支遺憾に堪え仍て貴所等
に伴われ是より長門に赴ちて攘夷の先鋒なまを
のを聊り天恩に報ぜんとも最も勇々しく宜ふふ
ぞ讃岐守等感トる止まば終に決議に及びし
べ頓る毛利の三人衆より関白殿下は呈さる處
の願書一通認めたる其文言の大意は云く這回
堺町御門の御固め免除せしむる上りての専ら

國許海防に盡力致さるべきよしを讃州監物を始め
とし其他兵卒に至る迄只今歸州仕りぬ尤も攘夷
の義に於るる弥御依頼遊をさるる段有難く存ト
奉らば奉て必死の力を尽し勅旨を奉ト候べし
尚又歎願奉る積年正義精忠して且人望を在ら
せらるる三條殿を始めとし有志純粹の公卿方を
七卿御譴責ありとの御更驚歎の外候は然る
し件の御方々より何分攘夷の先陣を御懇願の在
せらるれば此度我々國許へ御供仕り候ひぬ適を
七卿の忠節を御諒察遊をされ御復職の御沙汰

の程祈願を杯記載せし茲此門室に遺し置き其
 夜四更と覺しき頃俄に下向の準備しし總勢二
 千三百餘人彼の七卿の前後を衛り將卒都く甲冑
 を着せざるも在らざるが鎗長刀ハ鞘を外し小銃
 六百五十餘挺大砲を百五十余車旗于旄連々と
 尙も途中に變りてを抗戦せんきの威勢ありて大
 佛殿を立出れば是迄三條殿以下に警衛倣しつ来
 りつ彼御親兵の面々が長門の國まで御供せんと
 頻りふ請ふて禁ざれども七卿あはれ允しめえは
 志操の程ハ過分なれども威勅勘の身分ありは

朝廷より一々附屬の兵を私に召具し行へ上への
 不敬此上ふし仍て是より退くを最懇ろに論
 さるみぞ御親兵等ハ力なく多く退散為たり
 一が其中竊りし隨従ある者二三十人なりと言ふ
 介程は長州勢ハ稍洛東を發足し陸路を山崎街
 道より兵庫の津まで至りし幸ひ毛利家の軍艦
 三艘入津みせし折柄なれば件の船は乗組て即日
 出帆為たりし時日を経ずし周防ある岩国
 にも入る著しし實は此度の變動ハ思ひ寄らざる
 御疑念を被られたる更なれば堺町の引拂ひより

京師を發途あり頃迄多端雄の壮佼等が動もされ
 バ暴挙めを速ぶべきの勢ひあり一旅讃岐守等が
 説諭し無異に帰國に至り一偏に三將の勞力
 なるべし一問話休題此夜件の七卿が長門へ下向有
 り一更翌十九日の朝迄ハ 朝廷より旅知し召さ
 絲を一先三條殿以下に参 内致さるべきの条里
 亭へ仰せ達し一らと一ふ前夜妙法院へ赴り一昔
 何れも留主めく答へ一らバ又妙門を尋ねらるる
 長門へ發途のよりをれば朝紳大いふ駭くもたる就
 中中川の宮及び會津中将等ハ関白以下の諸卿は

對るれ三條黃門以下は七名犯禁の上違 勅の所
 行以の外の更をれば速うふ追討の儀 仰出され
 然るべしと頼りし稟し立られしおど 朝議何を
 も決しがごとく遂に件の七卿は官爵を召放され豫
 て長藩と相議る在職の公卿十八名各同時に罰せ
 られ且毛利家の入京を禁トぬ斯の如きの形勢を
 且バ何時長州暴挙して襲来をせんも測られずと
 と近國の兵征々京師を固く守らしめ更よ 仰
 出さるるやう夷狄 御親征の儀は於る未だ 御
 決心よとたりき処 御沙汰の赴きよ 施行せし段全

なく 敵慮^{あつり}に在^あせられど何^{なに}も 御親征^{ごしんせい}に在^あせらる
 れど 這^こ回^まを仰^{おんせ}出^せされば尤^{なほ}も攘夷^{じやうい}を聊^{いささ}も 敵慮^{あつり}変^へ
 らせられどと雖^{なほ}も姑^{いさ}く 行幸^{ぎやうきやう}御延引^{ごえんいん}仰^{おんせ}出^せされ候
 となく又^{また}引續^{ひきつづ}た^り御布告^{ごふこく}に近頃^{ちかごろ}の命令^{めいれい}より真偽^{しんぎ}
 分明^{ぶんめい}なりざる 吏^しりりあはよ 仍^{なほ}も人心^{じんしん}惑^{まど}ひあはる
 吏^し勘^{かん}う^うば然^{しか}れども本月^{げんげつ}十八日^{じゅうはちにち}以来^{いらい} 仰^{おんせ}出^せさる
 る趣^{しゆ}きま真^{まこと}の 敵慮^{あつり}に候^{まは}條^{ぢょう}心得^{こころえ}違^{ちが}ひに在^あざるや
 諸藩^{しよはん}へ申達^{まこと}せよと仰^{おんせ}其後^{そののち}も幕吏^{まくし}より達^{たつ}しら
 る趣^{しゆ}きまの近來^{きんらい}藩臣^{はんしん}浮浪^{うらう}の徒堂^{とどう}上方^{じやうほう}へ立入^{たつり}り正^{ただ}
 義^ぎと唱^なへ方般^{かたぱん}なる入説^{いりせつ}致^ぢし候^{まは}り 敵慮^{あつり}貫徹^{くわんてつ}致^ぢ

さる 吏^し往々^{かうかう}最^もも勘^{かん}う^うば隨^まつ^つ暴人^{ぼうじん}共^{とも}が猥^{わう}よ
 無鼻^{むび}の者と殺^{ころ}し或^{ある}も家屋^{けあや}に火^ひを放^{はな}ち或^{ある}も所々^{しよしよ}に
 張札^{ちやうさつ}杯^{はい}し市街^{いちがい}を騷^{さわ}がまのまあは遂^{つい}に容易^{じやうい}か
 らざるの企^けをの聞^きへも仰^{おんせ}り言^ご語^ご道断^{だうだん}の次第^{しだい}
 よつた 深^{ふか}く 宸襟^{しんえん}を悩^{なや}せられ夫等^{それら}の廉^{れん}々^{れんれん}取締^{とせり}りの
 義^ぎを此度^{このたび}仰^{おんせ}出^せされば吟味^{ぎんみ}もあはるべくの間町^ま
 方^{かた}一同^{いどう}安堵^{あんた}あまなく猶^{なほ}又^{また}浮浪^{うらう}の徒^とに於^おける 敵慮^{あつり}
 の程^{ほど}を恐察^{おそさつ}せむ無根^{むこん}の説^{せつ}を申立^{まこと}る人心^{じんしん}疑惑^{ぎまど}の媒^ま
 を生^うむる輩^{たぐひ}もあはるる 甚^たど如何^{いかん}の吏^しみ候^{まは}倘^た然^{ぜん}
 るべき存意^{ぞんい}もあはるる忌憚^{きはん}なく稟^{まこと}し出^でべきの旨^{こゝろ}兼^あ

近世細聞 三編卷二

て會津中將より沙汰致され、吏をれば以来、心
 得違ひたるやう致さる。昔布達あり斯き、後會
 津家より種々探索し、速をれり怪しき所為あり浪
 士と听けり、忽地捕縛せり。是より、當時京師に潜
 居せし浮浪の輩ハ都て、長州へ往く者もあり
 大和へ走るもあり。是より大和の變動ハ次
 の巻に具ふ記すべし。

近世紀聞三編卷之二終

無旱の昔と味、夜も窓屋、火の焼く海も、
 近世紀聞三編卷之二終

早稲田大学図書館

011688996017